平成２８年（フ）第２２９号
千葉県市川市宝２丁目９番１号
破産者　株式会社菱和ハウジング
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２３０号
千葉県松戸市常盤平４丁目６番地の３　カーサグラン松戸104号
破産者　秋山　正一（旧姓畑中）
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１４９号
岐阜市高田３丁目２番13号
破産者　株式会社アン
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第６６号
名古屋市中川区東春田１丁目113番地
破産者　中日車体株式会社
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１８１号
名古屋市北区金城町４丁目30番地の８
破産者　有限会社ティーエム
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６４号
兵庫県加古郡稲美町加古5144―２、登記簿上の住所兵庫県加古郡稲美町加古4824番地の12
破産者　有限会社ギフト廣屋
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３１９号
兵庫県姫路市飾磨区上野田５丁目130番地
破産者　株式会社ヴェックエモーション
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３２０号
兵庫県姫路市飾磨区上野田５丁目130番地
破産者　株式会社ヴェック
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３４７号
熊本市中央区帯山７丁目７番32号
破産者　環境創研株式会社
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３６号
福島県郡山市熱海町熱海４丁目315番地
破産者　ＡＢＣ商事株式会社
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第２３４号
千葉県八千代市大和田新田108番地24
破産者　佐々木大治
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４６７号
千葉県船橋市海神２丁目１番９号
破産者　森本　貴夫
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５８４号
千葉県市川市市川南２丁目７番13号
破産者　渡邉るみ子
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７７４号
千葉県船橋市海神２丁目１番９号
破産者　森本　節子
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９７１号
千葉県市川市富浜１丁目８番４―103号　（ベルクレール）
破産者　杉谷　和彦
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８３２号
東京都府中市住吉町３丁目79番地の17
破産者　高宮　　翼
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８７６号
東京都町田市南成瀬４丁目11番地10シャンプレンハイツ南成瀬Ｉ１―２
破産者　久保　幸好
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１９０６号
横浜市栄区小菅ケ谷１丁目19番７―302号
破産者　有限会社涼楓
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３０３号
京都府舞鶴市溝尻中町２番地の１
破産者　大恵建設株式会社
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１３０４号
京都府舞鶴市溝尻町14番地１―105、商業登記簿上の本店所在地福井県大飯郡高浜町宮崎86号20番地８
破産者　有限会社湖山商事
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１３０５号
京都府舞鶴市溝尻町14番地１　スカイコート105号
破産者　株式会社スリーアロー
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７９９号
京都市山科区大宅奥山田町94―５
破産者　有限会社タカラ工務店
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係